

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 10 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名   | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1   | 1号機 | 復水脱塩装置樹脂ストレーナ(C)差圧計において、指示値不良(ダウンスケール)が認められたため、当該差圧計を点検補修。                                  | G    |    |
| 2   | 3号機 | 取水設備スクリーン洗浄水ポンプ(A)において、グランドリークが認められたため、当該ポンプのグランドパッキンを交換。                                   | G    |    |
| 3   | 3号機 | 原子炉建屋大物搬入口の監視カメラにおいて、映像不良(画面が映らない)が認められたため、当該カメラを点検修理。                                      | G    |    |
| 4   | 3号機 | 非常用機器待機状態確認において、旧様式のチェックシートを使用(改訂02を使用すべきところ改訂01を使用)したことが認められたため、当該確認に問題ないことを確認。            | G    |    |
| 5   | 3号機 | 残留熱除去機器冷却系熱交換器(B)出口圧力検出配管(仮設計器取付用)において、折れが認められたため、当該配管を修理。                                  | G    |    |
| 6   | 4号機 | 試料採取系原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(B)出口導電率分析用恒温槽装置点検時、電源部冷却ファンの不良(停止)が認められたため、当該冷却ファンを交換。                  | G    |    |
| 7   | 4号機 | 試料採取系原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口導電率分析用恒温槽装置点検時、電源部冷却ファンの不良(停止)が認められたため、当該冷却ファンを交換。                     | G    |    |
| 8   | 4号機 | コントロール建屋常用電気品室排気ファン(B)電動機点検時、軸端部にカジリ傷及び各部(カップリング部、負荷側及び反負荷側軸受部)の嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。     | G    |    |
| 9   | その他 | 木戸川取水パイプラインサージタンク(No.2)ブロー弁の開操作時、同弁に動作不良(空回り)が認められたため、当該ブロー弁を点検修理。                          | G    |    |
| 10  | その他 | 環境中の放射線を測定するモニタリングポストのパトロール時、No.3のポストに倒木及び検出器筐体に変形(へこみ)が認められたため、当該倒木の撤去及び検出器筐体修理。(指示値に問題なし) | G    |    |